

種別	番号	題 名	主 管 課
告示	453	土壌汚染対策法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域の指定について	環境政策室

姫路市告示第 453号

令和 8年 8月28日

姫路市長 清 元 秀 泰

土壤汚染対策法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域
の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

1 指定する区域

姫路市飾磨区中島字宝来3058番1及び3058番7の各一部

2 基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 その他

この告示により指定する形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号の埋立地管理区域に該当する。